

商品概要説明書

J A担い手応援ローン

(平成30年7月2日現在)

商品名	J A担い手応援ローン																								
ご利用 いただける 方	<p>以下の条件をすべて満たす方とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当 J A の組合員であり、農業を営んでいる方または農業に従事している方。 ○ J A での税務対応支援（決算書作成支援）等を受けている方。（以下のとおり） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">J A の税務対応支援</th> <th style="width: 12.5%;">白色申告</th> <th style="width: 12.5%;">青色申告 (10 万控除)</th> <th style="width: 12.5%;">青色申告 (65 万控除)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① J A（青申会含む）において、J A 外取引まで記帳代行実施</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>② J A（青申会含む）で決算書作成指導を実施している</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>③ J A（青申会含む）が臨時税理士の資格保有・顧問税理士の雇用・提携する税理士の紹介等を行っており、当該税理士等を利用している場合</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>④ 上記①～③に該当せず、税理士法 33 条の 2 による書面添付</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td>⑤ 上記のいずれにも該当しない場合で ・ J A との販売取引（出荷）があり、J A に決済口座があること。 ・ 提出する税務申告書は税理士が作成し、署名捺印して税務署に申告したものであること。</td> <td style="text-align: center;">×</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として、直近三期分の税務申告書類の提出が可能である方。 ○ 原則として静岡県農業信用基金協会の保証が受けられる方。 ○ 信用状況に不安のない方。 ※ 信用状況に不安のないとは、信用事業の支払延滞、経済事業の所定の期日経過後の未払金および共済掛金の未払金等がなく、かつ静岡県農業信用基金協会の求償債務者でないことなどをいいます。 ○ 貸付時年齢は、20 歳以上かつ 75 歳未満である方。 ○ その他当 J A が定める条件を満たしている方。 	J A の税務対応支援	白色申告	青色申告 (10 万控除)	青色申告 (65 万控除)	① J A（青申会含む）において、J A 外取引まで記帳代行実施	×	○	○	② J A（青申会含む）で決算書作成指導を実施している	×	○	○	③ J A（青申会含む）が臨時税理士の資格保有・顧問税理士の雇用・提携する税理士の紹介等を行っており、当該税理士等を利用している場合	×	○	○	④ 上記①～③に該当せず、税理士法 33 条の 2 による書面添付	×	○	○	⑤ 上記のいずれにも該当しない場合で ・ J A との販売取引（出荷）があり、J A に決済口座があること。 ・ 提出する税務申告書は税理士が作成し、署名捺印して税務署に申告したものであること。	×	○	○
J A の税務対応支援	白色申告	青色申告 (10 万控除)	青色申告 (65 万控除)																						
① J A（青申会含む）において、J A 外取引まで記帳代行実施	×	○	○																						
② J A（青申会含む）で決算書作成指導を実施している	×	○	○																						
③ J A（青申会含む）が臨時税理士の資格保有・顧問税理士の雇用・提携する税理士の紹介等を行っており、当該税理士等を利用している場合	×	○	○																						
④ 上記①～③に該当せず、税理士法 33 条の 2 による書面添付	×	○	○																						
⑤ 上記のいずれにも該当しない場合で ・ J A との販売取引（出荷）があり、J A に決済口座があること。 ・ 提出する税務申告書は税理士が作成し、署名捺印して税務署に申告したものであること。	×	○	○																						
資金使途	<p>【個人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業生産に直結する運転資金 <p>【法人等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 農業経営に必要な運転資金 																								
借入金額	<ul style="list-style-type: none"> ○ 10 万円以上 1,000 万円以内（1 万円単位）とし、所要額以内とします。 ※ 農畜産物の年間販売代金の 60% 以内か 1,000 万円のいずれか低い額を上限とします。 																								
借入期間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1 年以内とします。 ○ ただし、契約更新をされた場合、引続きご利用いただくことも可能です。 																								
借入利率	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当 J A 所定の利率といたします。詳細については、当 J A の融資窓口にお問い合わせください。 																								

借入方式	<p>○ 次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>① 手形借入</p> <p>② 当座貸越（営農口座型）</p>
返済方法	<p>【貸入方式①の場合】</p> <p>○ 元金返済は、原則として期日一括返済とします。</p> <p>○ 利息のお支払いは、原則として一括前払いとします。</p> <p>【貸入方式②の場合】</p> <p>○ 元金返済は、ご入金都度、貸越残高がなくなるまでのご返済とします。</p> <p>○ 利息のお支払いは、毎年2月と8月の当JA所定の利息決算日に貯金口座から回収、または貸越元金に組み入れます。</p>
担保	<p>○ 原則として、担保は不要ですが、静岡県農業信用基金協会と協議のうえ設定させていただくこともあります。</p>
保証	<p>○ 原則として静岡県農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。</p> <p>○ 法人の方は、代表者を連帯保証人とします。</p> <p>○ 法人の方以外でも、連帯保証人を求める場合があります。</p>
保証料	<p>【貸入方式①の場合】</p> <p>○ 一括前払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>【貸入方式②の場合】</p> <p>○ 分割払い 利息決算日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。</p> <p>なお、保証料率は年0.7%です。</p>
手数料	<p>○ ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>① 全額繰上返済の場合 5,400円</p> <p>② 一部繰上返済の場合 1,080円</p> <p>○ ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は、1,080円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合各融資センターまたは金融推進課（電話：0537-73-5146）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話番号：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○ 紛争解決措置</p> <p>○ 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、静岡県弁護士会あっせん・仲裁センターで紛争の解決を図ることも可能です（JAバンク相談所を通じての利用となります。）ので、利用を希望される場合は、上記金融推進課またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p>

その他	<ul style="list-style-type: none">○ お申込みに際しては、当 J A、および原則として静岡県農業信用基金協会において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、予めご了承ください。○ 現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J Aの融資窓口までお問い合わせください。
-----	--

J A遠州夢咲